

# くすり関連施設基本構想等策定支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

くすり関連施設基本構想等策定支援業務

## 2 業務目的

本市では、300有余年の歴史と伝統を誇る「富山のくすり」をテーマとした施設の設置について、平成20年度に「くすり関連施設基本構想」を策定したが、約10年が経過し、本市の観光を取り巻く環境の変化や城址公園周辺環境の変化、医薬品産業を巡る変化、くすりのブランドを活かした新たな取り組み等、多くの変化が起きている。

このような変化を受けて、平成29年度に学識経験者や薬業関係者等からなる「富山市くすり関連施設検討会議」において、基本構想の課題を整理したところ、改めて基本構想等について策定が必要との意見が報告された。本業務は、以上の流れを受けて、旧図書館跡地に整備する「くすり関連施設」の新たな基本構想として、施設のあり方や方向性について検討するとともに、具体的な施設計画、展示計画、施設活性化計画、管理運営計画等を含む基本構想・基本計画を委託者が策定することを支援するものである。

## 3 委託業務期間

契約締結日から 平成31年3月29日 まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 基本構想（案）の作成

（仮称）「くすり関連施設基本構想等策定委員会」の意見も踏まえ、次の内容等を盛り込んだ基本構想（案）を作成する。

#### ① くすり関連施設の方向性について（基本理念、コンセプト）

- ア くすり関連施設のあり方、目指すもの
- イ 利用者のイメージ
- ウ 基本方針
- エ 機能 等

#### ② くすり関連施設基本構想策定のための各種条件

- ア 各種上位計画  
（富山市総合計画、富山市中心市街地活性化基本計画、富山市観光戦略プラン 等）
- イ 周辺環境（富山駅～中心市街地、城址公園等）
- ウ 平成29年度くすり関連施設検討会議でた意見（別紙参考資料参照） 等

#### ③ くすり関連施設に求められる要素

- ア 薬都富山、「富山のくすり」のPR
- イ 富山市内に保管されている売薬関連資料の活用
- ウ 富山市内にある既存のくすり関連施設との機能分担を踏まえた連携
- エ 「富山のくすり」に関する素材を効果的に生かすことができる展示、体験

- オ 産業観光やインバウンド対策など時代にあわせた展示手法
- カ ガイドの効果的な活用
- キ 中心市街地活性化、城址公園整備との周遊機能 等

## (2) 基本計画（案）の作成

（仮称）「くすり関連施設基本構想等策定委員会」の意見、基本構想を踏まえ、次の項目等を盛り込んだ基本計画（案）を作成する。基本構想と関連させ、内容を具体化するものとする。

- ① 施設の事業計画（考え方、事業展開 等）
- ② 施設計画  
（施設機能構成、諸室構成、諸室に求められる性能、面積・規模案 等）
- ③ 展示計画（展示計画の展開、展示のテーマと構成、展示イメージ、展示手法 等）
- ④ 管理運営計画（管理運営体制、運営組織、周知・広報計画 等）
- ⑤ 条件整理（スケジュール、収支計画 等）

## (3) 基本構想（案）・基本計画（案）の作成にあたっての関係データの収集

- ① 整備後の建設地周辺における社会的な効果
- ② 集客予測
- ③ ニーズ調査 等

## (4) 次年度以降の事業推進にあたっての関係データの収集

予算要求・他事業との関連等により、素案を9月までに提出とする場合がある。（PPP等の導入可能性調査は含まない）

- ① 完成までの年度ごとの費用試算
- ② 31年度の事業内容及び費用の積算
- ③ 設計に必要な与件整理及び支援
- ④ 事業手法の検討に係る与件整理 等

## (5) （仮称）「くすり関連施設基本構想等策定委員会」（以下、「委員会」という。）への参加及び運営支援

- ① 委員会への参加  
（30年度中に3回、会議時間目安 2時間、委員10人程度、会場 市役所等）
- ② 議事録の作成  
委員会終了後、指定する日までに薬業物産課へ提出する
- ③ 資料の作成支援  
委員会の議論に必要な資料案を指定する日までに薬業物産課へ提出する

## 5 成果品

提出する成果品は下記のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出する。

- (1) 業務完了報告書（A4版） 1部
- (2) くすり関連施設基本構想・基本計画（イメージパース図含む） 10部
- (3) くすり関連施設基本構想・基本計画（概要版） 30部
- (4) 委員会議事録 3部
- (5) 調査資料集 原稿 1部
- (6) その他本事業に付随して富山市が必要と認める書類
- (7) 上記(1)～(5)の成果品のデータを格納した電子媒体（CD-ROM等） 1部
- (8) その他、本業務に伴い作成・収集した資料等について、市の指示があった場合は、速やかに提出すること。（関連事業や予算要求との関係で9月を目途として提出を要請する場合がある。）
- (9) 提出後の成果品に訂正事項等があった場合は、市の指示に従い、速やかに訂正し再提出すること。

## 6 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び条例並びに本仕様書を遵守するとともに、富山市の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に報告を行わなければならない。本業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこととする。
- (4) 富山市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は富山市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は業務完了後速やかに市に返還しなければならない。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (6) 本業務及び本業務に関連する業務（他の契約に基づくものを除く。）の実施にあたり発生した費用は、原則として受託者が負担するものとする。
- (7) 富山市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (8) 仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。
- (9) 仕様書記載事項に質疑が生じた場合または定めのない事項については、本市及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。
- (10) 本業務遂行中に受託者が本市並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- (11) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるこ

とができる。

(12) 富山市は、受託者が本事業の履行を完了するまでは仕様書を変更することができることとする。

## 7 参考資料

平成 29 年度富山市くすり関連施設検討会議報告書